ＬＥＣ社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

法理解促進レジュメ「ネコレジ」〈2022 年度版〉

（2022 年度合格目標 合格講座本論編/中上級講座/スピードマスター合格講座ほか　講義使用教材）

（2022/08/08 現在）

2022 年度合格目標　合格講座本論編等の講義使用教材である「2022 年度版　法理解促進レジュメ「ネコレジ」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

- 2022/01/24 更新分…ｐ.2～4
- 2022/02/08 更新分…ｐ.5～12
- 2022/03/08 更新分…ｐ.13～14
- 2022/04/25 更新分…ｐ.15
- 2022/08/08 更新分…ｐ.16

【2022/01/24 更新分】

厚生年金保険法(RU22089)

	訂正箇所	訂正後
訂正	P7　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

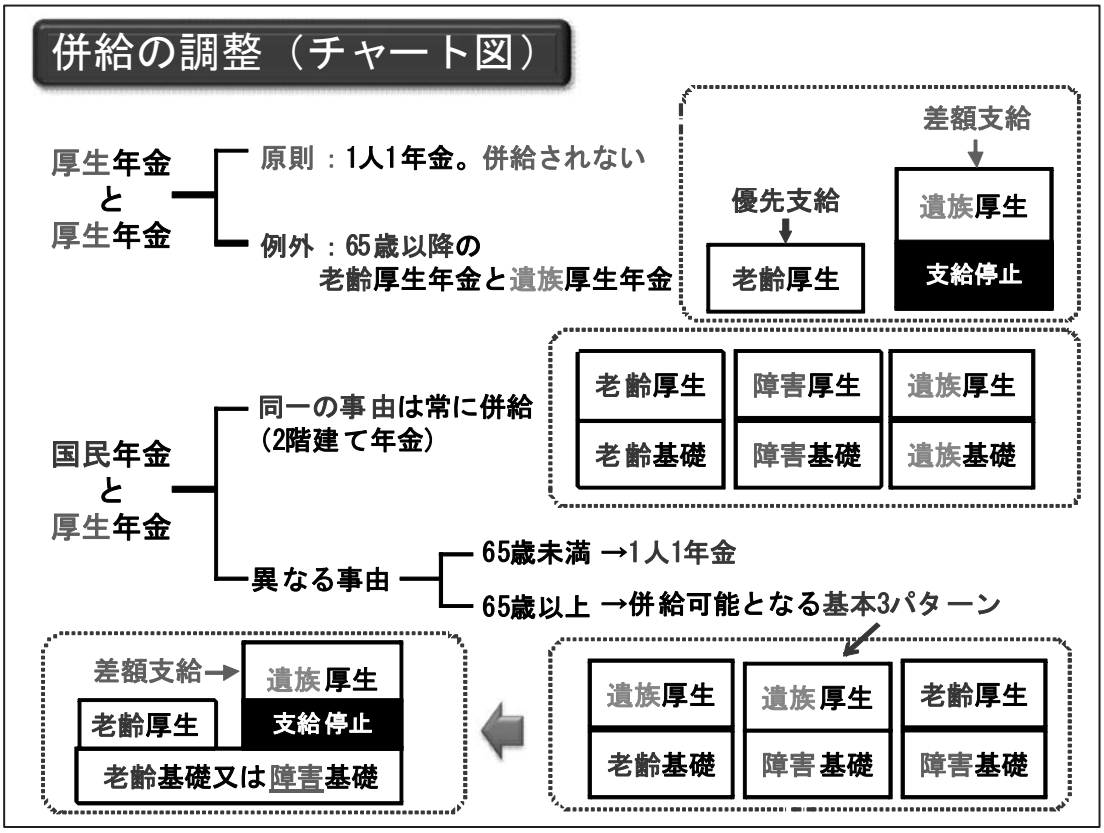

	訂正箇所	訂正後
訂正	P12　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

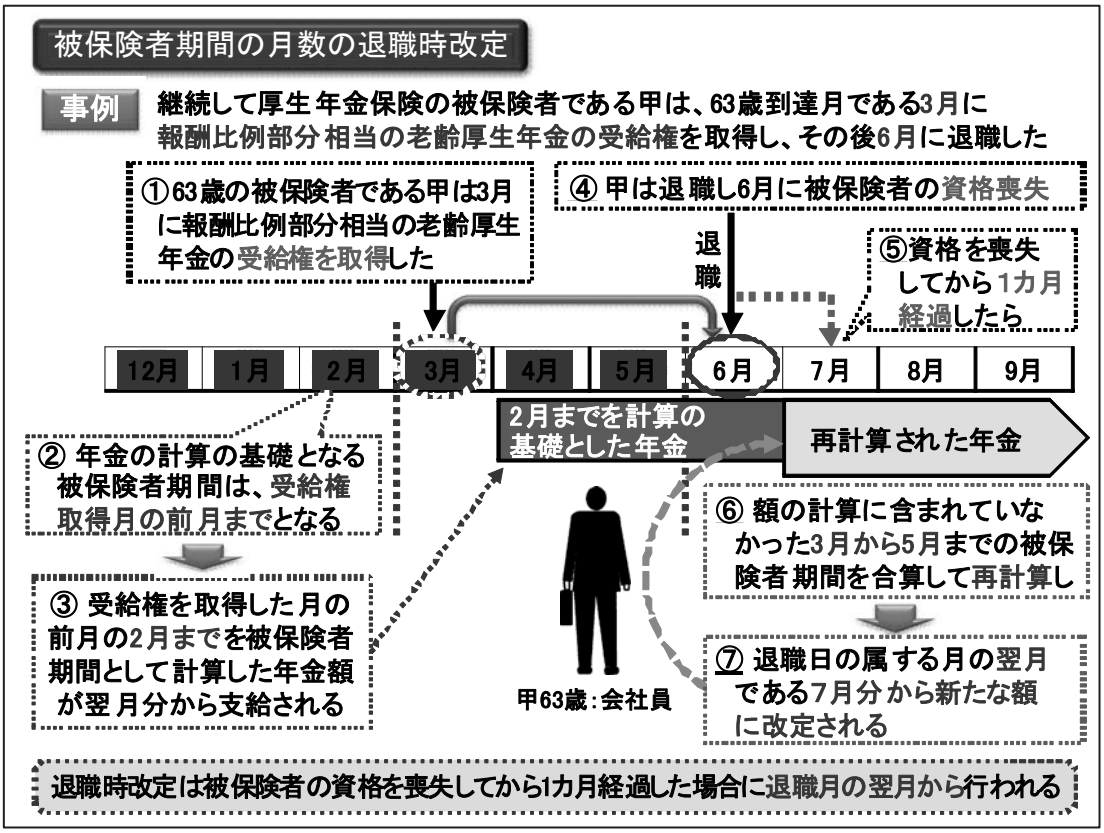

	訂正箇所	訂正後
訂正	P21　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

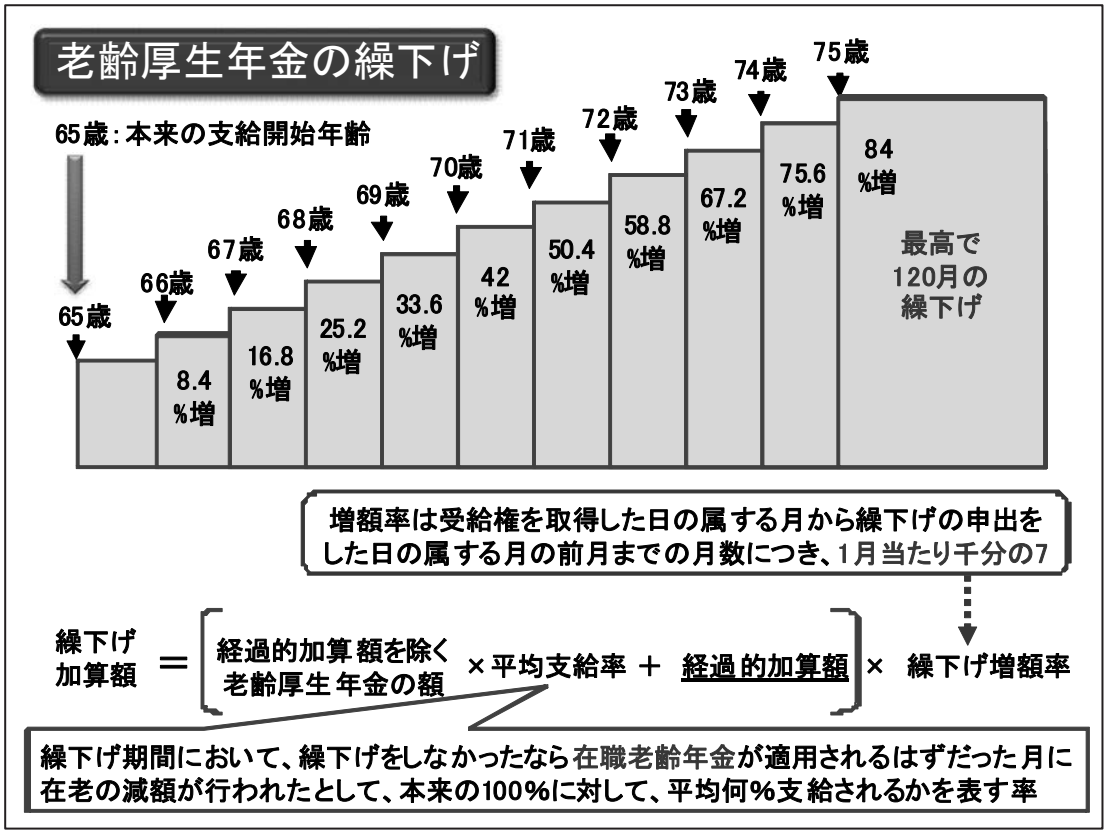

【2022/02/08 更新分】

国民年金法(RU22088)

	訂正箇所	訂正後
訂正	P15　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

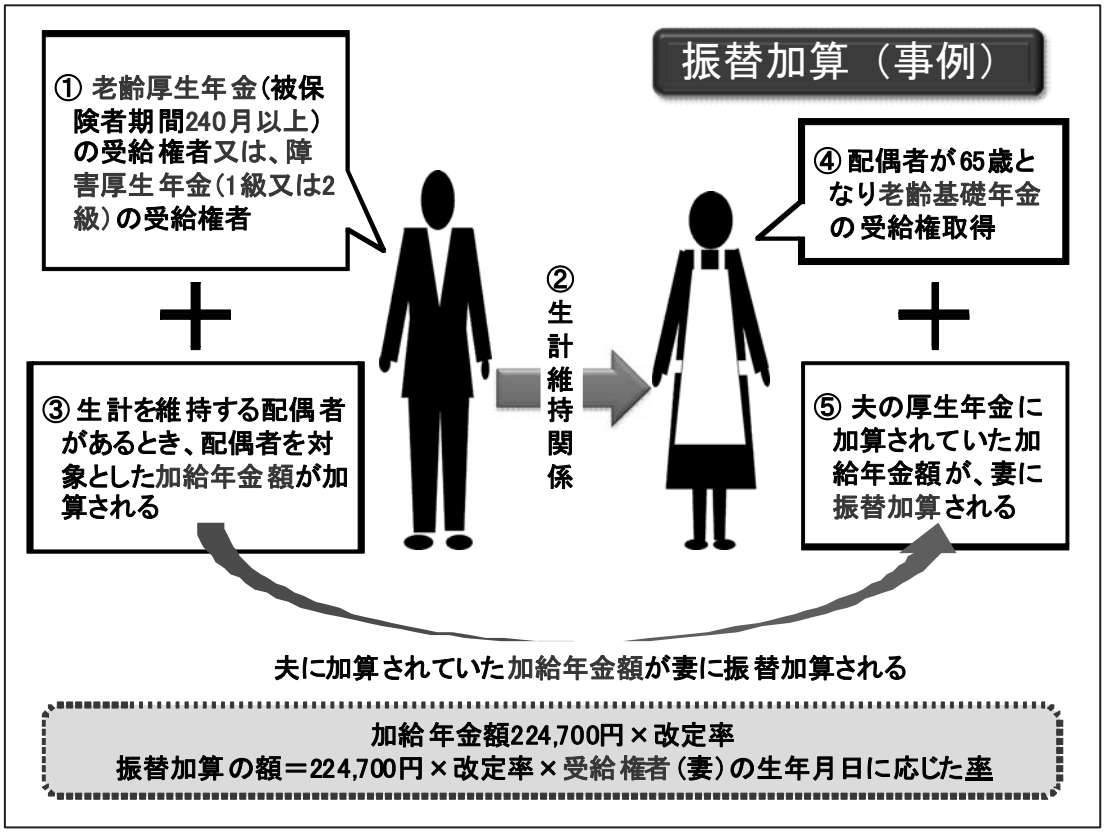

	訂正箇所	訂正後
訂正	P16　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

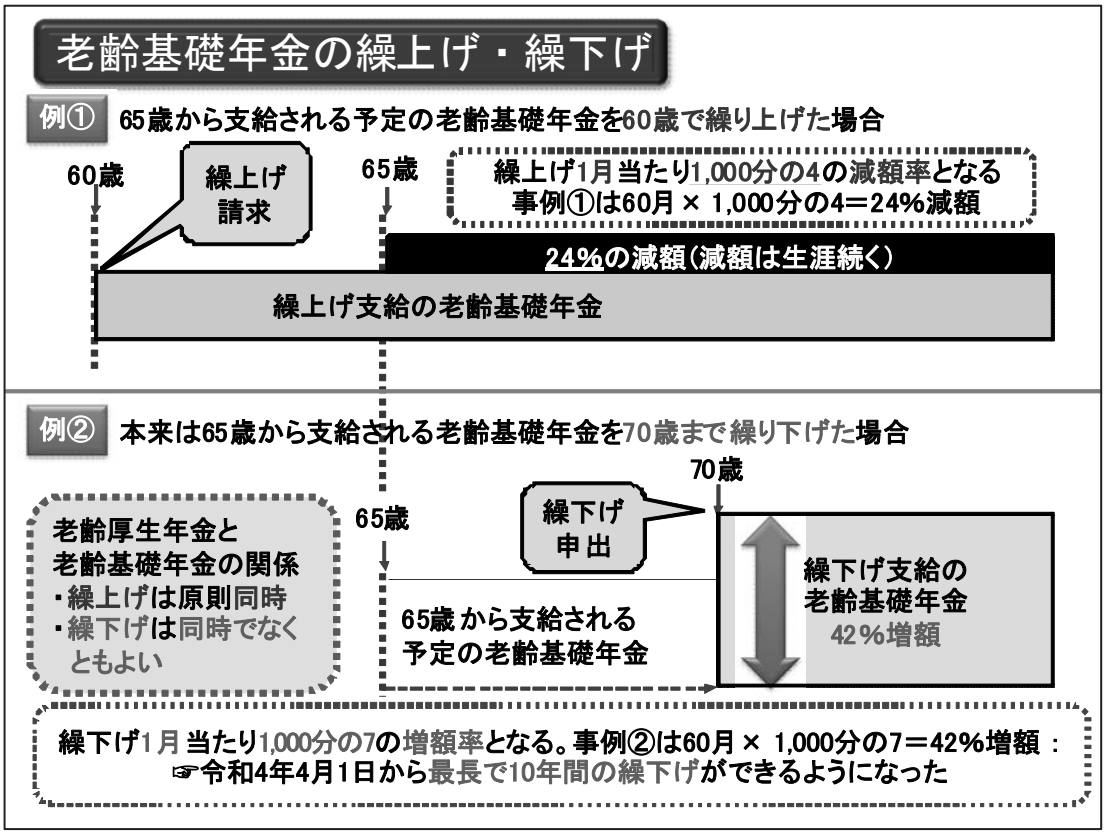

厚生年金保険法(RU22089)

	訂正箇所	訂正後
訂正	P10　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

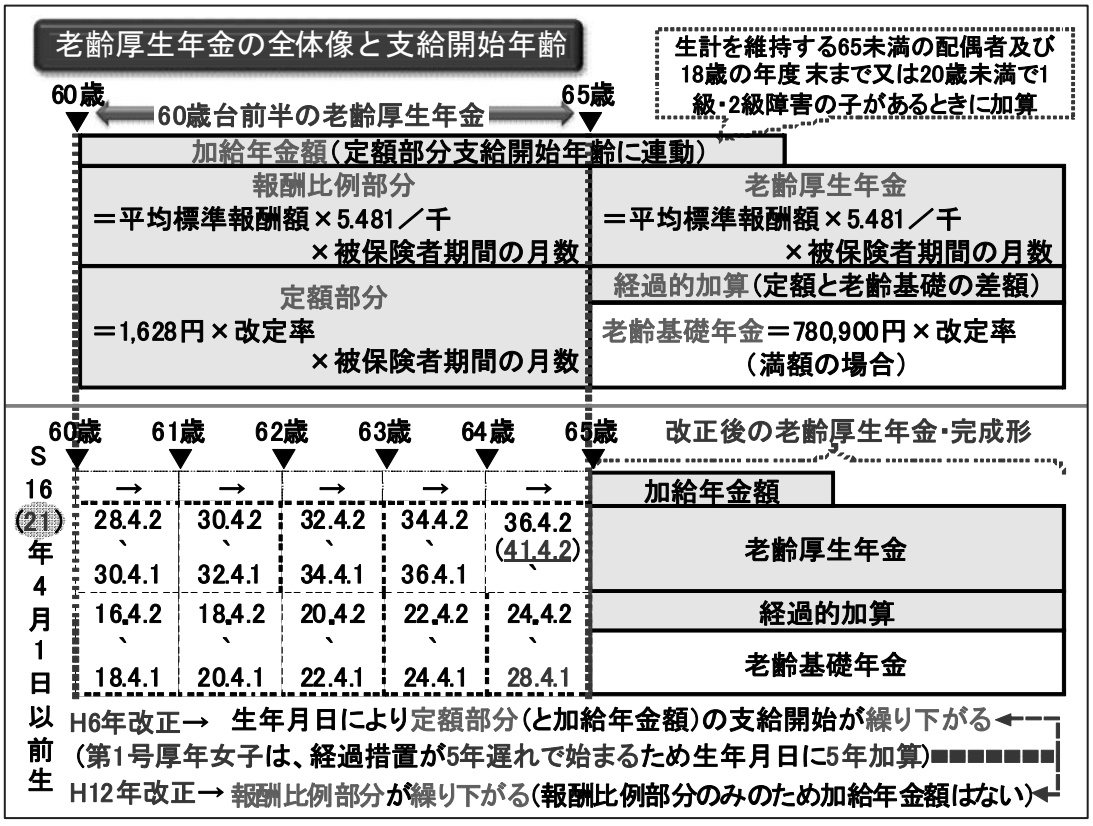

	訂正箇所	訂正後
訂正	P11　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

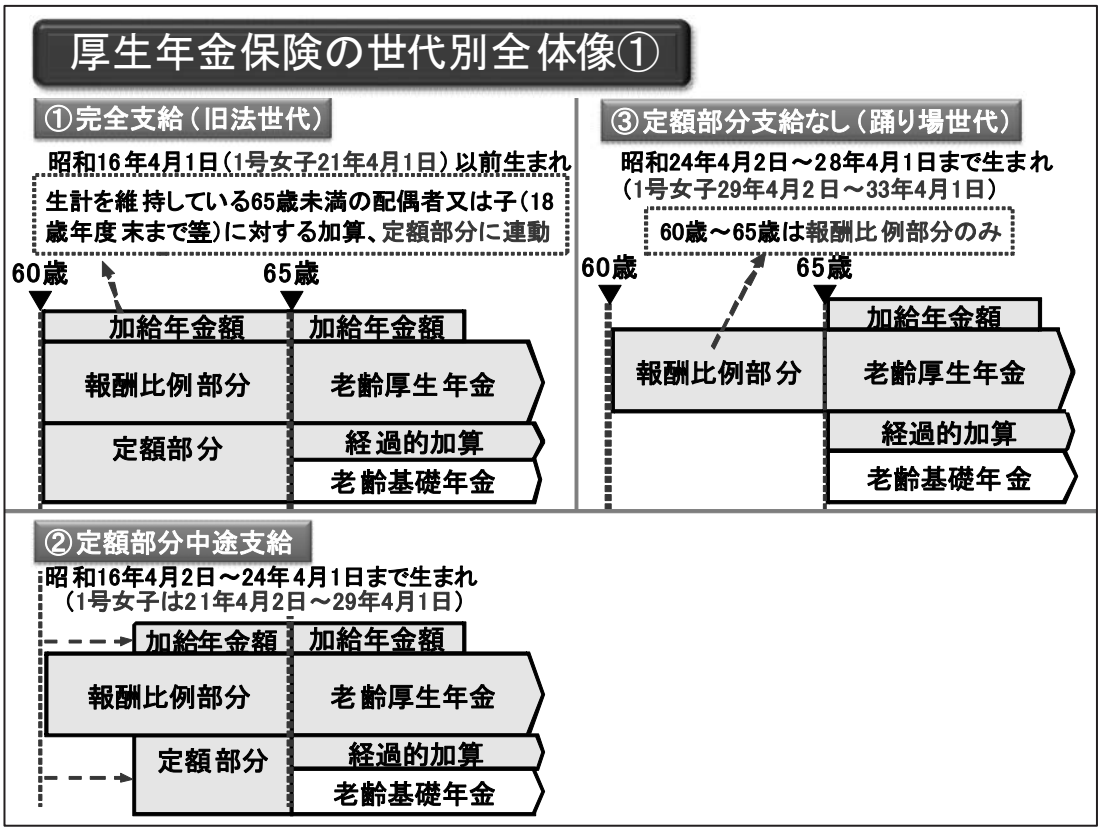

	訂正箇所	訂正後
訂正	P25　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

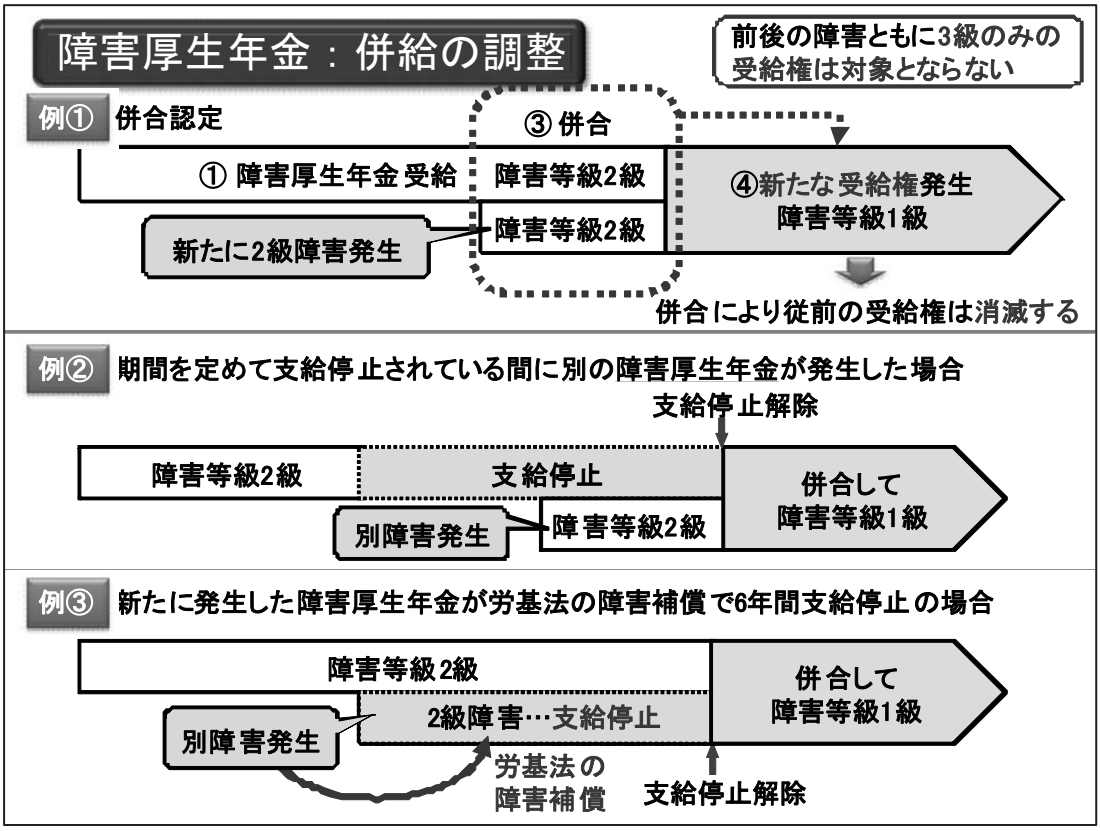

社会保険一般常識(RU22090)

	訂正箇所	訂正後
訂正	P3　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

国民健康保険のまとめ②

被保険者証の返還請求とは		保険料を滞納し納期限から1年を経過する日まで納付なし→市町村・国保組合による被保険者証の返還請求→返還→被保険者資格証明書の交付→現物給付に替えて特別療養費（医療費を一旦全額立替後に請求する方式）の支給（ただし18歳の年度末まで者は、有効期間を6箇月とする被保険者証を交付）
被保険者証等の有効期間		保険料を滞納している世帯については、被保険者証について特別の短期有効期間を定めることができる。（この場合でも18歳の年度末までにある者の世帯は有効期間を6箇月以上としなければならない）
特別療養費		被保険者資格証明書の交付を受けている場合（一旦立て替えした後、現金給付）
給付制限		原則的には健保と同様。
全部一部一時差し止め		滞納から1年6月経過しても保険料の納付なし→保険給付の全部又は一部を一時差し止めることができる（1年6月経過していない場合も実施できる）
費用	都道府県	国庫負担32%、国の調整交付金として9%を負担、都道府県は一般会計から特別会計へ9%を繰入→計50%が公費負担（都知事のミニ・キュ・キュー） ・特定健診…国庫負担3分の1、都道府県の一般会計から3分の1を繰入れ
	組合	・国庫補助…13％～32%、特定健診…国の一部補助（組合はイザ・ミニ）
交付金 納付金		・都道府県は「国民健康保険保険給付費等交付金」市町村に交付 ・市町村は「国民健康保険事業費納付金」を都道府県に納付
特別徴収		65歳以上の保険料は、年額18万円以上の老齢等年金給付から天引き
審査請求		国民健康保険審査会を都道府県に設置（被保険者・保険者・公益代表で組織）、3箇月以内文書又は口頭により請求、一審制、審査請求前置主義採用

	訂正箇所	訂正後
訂正	P10　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

船員保険法：重要事項まとめ

保険者	全国健康保険協会
被保険者	船員法1条の船員及び疾病任意継続被保険者
療養の給付	健保との違い…自宅以外の場所での療養に必要な宿泊及び食事が対象となる
傷病手当金	健保との違い…支給開始から3年間まで（待期がない）
出産手当金	健保との違い…妊娠が判明した日から対象となる
休業手当金	職務上又は通勤による療養による休業のため報酬を受けない期間 ①当初の3日間…標準報酬日額の全額、②4月以内（①除く）標準報酬日額の40%
行方不明手当金	職務上の行方不明の場合3月を限度に支給、額は標準報酬日額の全額 被扶養者に対し支給する ただし、行方不明の期間が1月未満の場合は支給しない
一般保険料率	・一般保険料率は、疾病保険料率と災害保健福祉保険料率を合算した率 ・疾病保険料率は1,000分の40～130 ・災害保健福祉保険料率は1,000分の10～35 ・協会が決定する
審査請求（健保同様）	・被保険者資格、標準報酬、保険給付→社会保険審査官→社会保険審査会 ・保険料等→社会保険審査会 ・取消訴訟は社会保険審査官の決定を経た後でなければ提起することができない

	訂正箇所	訂正後
訂正	P15　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

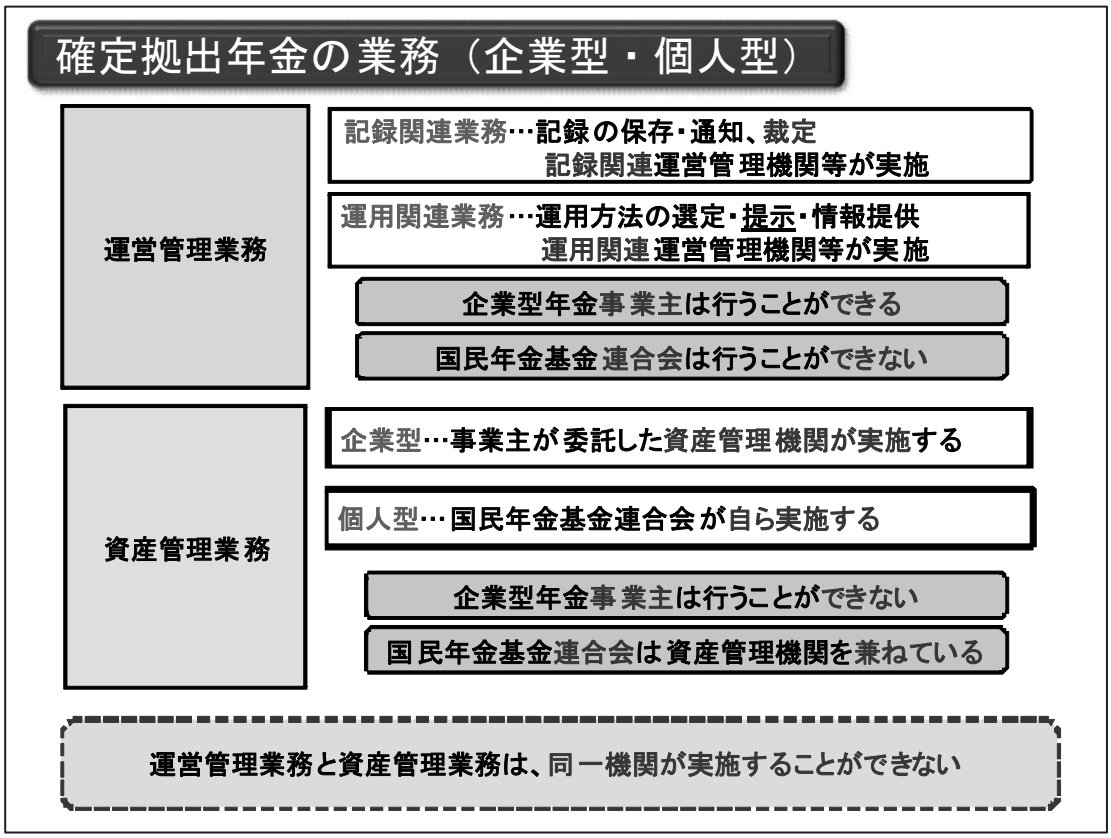

【2022/03/08 更新分】

労働者災害補償保険法(RU22083)

	訂正箇所	訂正後
改正	P5　上の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

業務上の疾病の範囲（労働基準法別表第１の２）

負傷? 疾病	1号	業務上の負傷に起因する疾病…業務上の負傷に起因する疾病
疾　病	2号	物理的因子による疾病…紫外線にさらされる業務による前眼部疾患、皮膚疾患等
	3号	身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病…過重な業務による筋肉等の疾患
	4号	化学物質等による疾病…石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚
	5号	粉じんを飛散する場所における業務等による疾病…じん肺
	6号	細菌、ウイルス等の病原体による疾病…患者の診療、看護、介護の業務による伝染性疾患
	7号	がん原性物質、がん原性因子等…ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍
	8号	長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病 業務上・外の判断基準→【血管病変等を著しく増悪させる業務における脳血管疾患及び虚血性心疾患の認定基準について】
	9号	人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病 業務上・外の判断基準→【心理的負荷による精神障害の認定基準について】
	10号	厚生労働大臣の指定する疾病
	11号	その他業務に起因することの明らかな疾病(包括的救済規定)? 相当因果関係の立証必要

	訂正箇所	訂正後
改正	P5　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

【血管病変等を著しく増悪させる業務における脳血管疾患及び虚血性心疾患の認定基準について】（8号）

①異常な出来事	発症直前から前日までの間において、発生状況を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事（異常な出来事）に遭遇したこと
②短期間の過重業務	発症前おおむね1週間において、特に過重な業務（短期間の過重業務）に就労したこと
③長期間の過重業務	発症前おおむね6か月間において、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（長期間の過重業務）に就労したこと ⇩ ・発症前1か月ないし6か月にわたって、時間外労働が1月当たり45時間を超えない⇒業務と発症との関連性は弱い 45時間を超える⇒長くなるほど業務と発症との関連性は徐々に強まる ・発症前1か月におおむね100時間、発症前2か月ないし6か月にわたりおおむね80時間を超える場合⇒業務と発症との関連性は強い

【2022/04/25 更新分】

雇用保険法(RU22084)

	訂正箇所	訂正後
改正	P30　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

費用負担

給付の種類		国庫負担の割合
求職者給付（高年齢求職者給付金を除く）	日雇労働求職者給付金以外の求職者給付	１／４（基準非該当：1／４０）
	日雇労働求職者給付金	１／３（基準非該当：1／３０）
介護休業給付金		１／８
育児休業給付		１／８
職業訓練受講給付金		１／２
広域延長給付		１／３（基準非該当：1／３０）

国庫負担なし…高年齢、就職促進給付、教育訓練給付

【2022/08/08 更新分】

厚生年金保険法(RU22089)

	訂正箇所	訂正後
訂正	P19　下の図	下図に差し替え（※下線部が訂正部分）

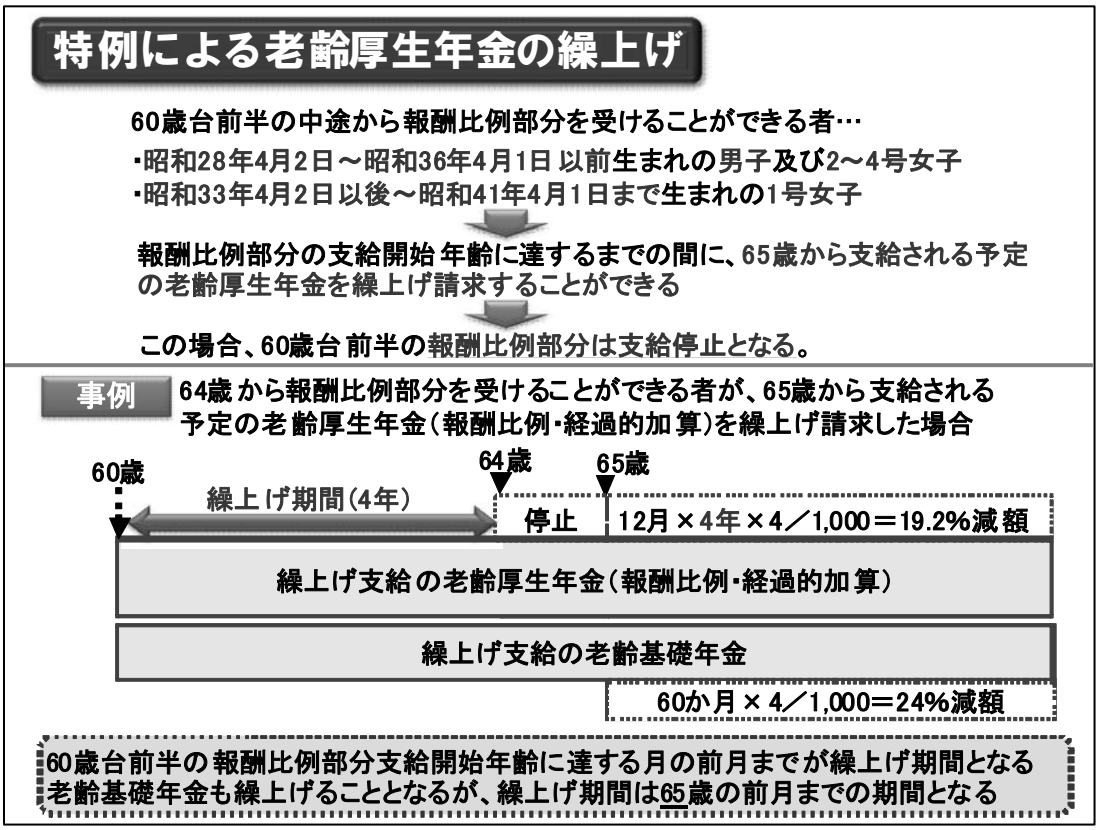

以上